

一般財団法人滋賀県教職員互助会定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、一般財団法人滋賀県教職員互助会と称する。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を滋賀県大津市に置く。

(目的)

第3条 この法人は、会員に対する福利厚生事業を実施することにより、会員ならびにその親族の生活の安定と福祉の増進を図り、もって滋賀県における教育文化の振興発展に寄与することを目的とする。なお、会員とは第48条に規定する者をいう。

(事業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

(1) 教育文化の振興に関する事業

(2) 会員に対する共済(事業の一部についてはその親族を対象とするものを含む。)・貸付事業等の福利厚生事業

(3) 滋賀県教育委員会が行う教職員福利厚生事業の受託

(4) 損害保険代理業

(5) その他この法人の目的を達成するために必要な事業

(公告の方法)

第5条 この法人の公告は、電子公告により行う。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、官報に掲載する方法により行う。

第2章 資産および会計

(基本財産)

第6条 この法人の目的である事業を行うために不可欠な財産として評議員会で決議した財産は、この法人の基本財産とする。

2 基本財産は、この法人の目的を達成するために善良な管理者の注意をもって管理しなければならないが、基本財産の一部を処分しようとするときおよび基本財産から除外しようとするときは、あらかじめ理事会において決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の4分の3以上の同意を得、かつ、評議員会の承認を得なければならない。

(財産の管理および運用)

第7条 この法人の財産の管理および運用は、理事長が行うものとし、その方法は、理事会の決議により別に定める財産管理運用規程によるものとする。

(事業年度)

第8条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(事業計画および収支予算)

第9条 この法人の事業計画書および収支予算書については、毎事業年度の開始の日の前日までに理事長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。

2 前項の規定は、事業計画書および収支予算書の変更について準用する。この場合において、同項中「毎事業年度の開始の日の前日までに」とあるのは、「速やかに」と読み替えるものとする。

(事業報告および決算)

第10条 この法人の事業報告および決算については、毎事業年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

(1) 事業報告

(2) 事業報告の附属明細書

- (3) 収支計算書
 - (4) 正味財産増減計算書
 - (5) 貸借対照表
 - (6) 財産目録
 - (7) 貸借対照表および正味財産増減計算書の附属明細書
- 2 前項の承認を受けた書類のうち、同項第1号および第3号から第6号までの書類については、定時評議員会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、第3号から第6号までの書類については、承認を受けなければならない。
- 3 第1項の承認を受けた書類のほか、監査報告を主たる事務所に5年間備え置くとともに、定款を主たる事務所に備え置くものとする。
(公益目的支出計画実施報告書)

第11条 理事長は、毎事業年度、法令で定めるところにより公益目的支出計画実施報告書を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を経て定時評議員会にその内容を報告しなければならない。

(剰余金の分配)

第12条 この法人は、剰余金の分配を行うことができない。

第3章 評議員

(評議員)

第13条 この法人に、会員から選任される評議員18名以上25名以内を置く。

(評議員の選任および解任)

第14条 評議員の選任は、評議員会の決議により行う。

- 2 評議員は、この法人の理事、監事または使用人を兼ねることはできない。
- 3 評議員が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。
 - (1) 職務上の義務に違反し、または職務を怠ったとき。
 - (2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、またはこれに堪えないとき。

(任期)

第15条 評議員の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。

- 2 補欠として選任された評議員の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。
- 3 評議員は、第13条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了または辞任により退任した後も、新たに選任される者が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。
(評議員に対する報酬等)

第16条 評議員は、無報酬とする。

- 2 評議員には、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。この場合の支給の基準については、評議員会の決議により別に定める。

第4章 評議員会

(構成)

第17条 評議員会は、すべての評議員をもって構成する。

(権限)

第18条 評議員会は、次の事項について決議する。

- (1) 評議員ならびに理事および監事の選任または解任
- (2) 評議員ならびに理事および監事の報酬等の支給の基準
- (3) 収支計算書、正味財産増減計算書、貸借対照表および財産目録の承認
- (4) 定款の変更
- (5) 残余財産の処分
- (6) 基本財産の処分および除外の承認

(7) その他評議員会で決議するものとして法令またはこの定款で定められた事項
(開催)

第 19 条 評議員会は、定時評議員会として毎事業年度終了後 3 箇月以内に 1 回開催するほか、必要がある場合に臨時評議員会を開催する。

(招集)

第 20 条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。

2 評議員は、理事長に対し、評議員会の目的である事項および招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。

3 評議員会を招集するには、理事長は、評議員会の日の 1 週間前までに、評議員に対して、評議員会の日時および場所、目的である事項があるときはその事項その他法令で定められた事項を記載した書面で、その通知を発しなければならない。

(議長)

第 21 条 評議員会の議長は、当該評議員会において、出席評議員の中から選出する。

(決議)

第 22 条 評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の 3 分の 2 以上に当たる多数をもって行わなければならない。

(1) 監事の解任

(2) 評議員ならびに理事および監事の報酬等の支給の基準

(3) 役員等の責任の一部免除

(4) 定款の変更

(5) その他法令で定められた事項

3 理事または監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第 1 項の決議を行わなければならない。

(決議の省略)

第 23 条 理事が評議員会の目的である事項について提案をした場合において、その提案につき議決に加わることができる評議員の全員が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の評議員会の決議があったものとみなす。

(報告の省略)

第 24 条 理事が評議員の全員に対して評議員会に報告すべき事項を通知した場合において、その事項を評議員会に報告することを要しないことにつき、評議員の全員が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その事項の評議員会への報告があったものとみなす。

(議事録)

第 25 条 評議員会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成しなければならない。

2 議事録には、議長およびその会議に出席した評議員のうちから選出された議事録署名人 2 名が、記名押印しなければならない。

(評議員会運営規則)

第 26 条 評議員会の運営に関する必要な事項は、法令またはこの定款に定めるもののほか、評議員会において定める評議員会運営規則によるものとする。

第 5 章 役員

(役員の設定)

第 27 条 この法人に、次の役員を置く。

(1) 理事 10 名以上 15 名以内

(2) 監事 5名以内

- 2 理事のうち1名を理事長とする。
- 3 理事長以外の理事のうち3名以内を副理事長とし、理事長および副理事長以外の1名を常務理事とすることができる。
- 4 理事長および副理事長のうちから理事会の決議によって選定された1名の2者をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般社団・一般財団法人法」という。）上の代表理事とし、常務理事をもって一般社団・財団法人法第91条第1項第2号の業務執行理事とする。

（役員を選任）

第28条 理事および監事は、評議員会の決議によって選任する。

- 2 理事長、副理事長および常務理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。
- 3 監事は、この法人の理事もしくは使用人を兼ねることができない。

（理事の職務および権限）

第29条 理事は、理事会を構成し、法令およびこの定款に定めるところにより、職務を執行する。

- 2 理事長は、法令およびこの定款に定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行する。
- 3 代表理事である副理事長は、理事長を補佐し、理事長が欠けたときまたは理事長に事故があるときは、その職務を代行する。
- 4 理事長、代表理事である副理事長および常務理事は、理事会において別に定める事務処理規程により、この法人の業務を分担執行する。
- 5 理事長、代表理事である副理事長および常務理事は、毎事業年度に4箇月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

（監事の職務および権限）

第30条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

- 2 監事は、いつでも、理事および使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務および財産の状況の調査をすることができる。
- 3 監事は、理事会に出席し、必要があると認めるときは、意見を述べなければならない。
- 4 監事の監査については、法令およびこの定款に定めるもののほか、監事全員により定める監事監査規程によるものとする。

（役員の任期）

第31条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。

- 2 監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。
- 3 補欠として選任された理事または監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。
- 4 理事または監事は、第27条第1項に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了または、辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事または監事としての権利義務を有する。

（役員解任）

第32条 理事または監事が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって、その理事または監事を解任することができる。

- (1) 職務上の義務に違反し、または職務を怠ったとき。
- (2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、またはこれに堪えないとき。

（役員報酬等）

第33条 理事および監事には、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算

定した額を、報酬等として支給することができる。

- 2 理事および監事には、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。この場合の支給の基準については、評議員会の決議により別に定める。

第6章 理事会

(構成)

第34条 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第35条 理事会は、法令またはこの定款に別に定めるもののほか、次に掲げる職務を行う。

- (1) この法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 理事長、副理事長および常務理事の選定および解職

(招集)

第36条 理事会は、理事長が招集する。ただし、法令に別段の定めがある場合を除く。

- 2 前項本文の場合において、理事長が欠けたときまたは理事長に事故があるときは、あらかじめ理事会で決定した順序により、副理事長が理事会を招集する。

(議長)

第37条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。ただし、理事長が欠けたときまたは理事長に事故があるときは、あらかじめ理事会で決定した順序により、副理事長がこれに当たる。

(決議)

第38条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

(決議の省略)

第39条 理事が理事会の決議の目的である事項について提案をした場合において、その提案につき議決に加わることができる理事の全員が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたとき（監事がその提案について異議を述べたときを除く。）は、その提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。

(報告の省略)

第40条 理事または監事が理事および監事の全員に対して理事会に報告すべき事項を通知したときは、その事項を理事会へ報告することを要しない。

- 2 前項の規定は、第29条第5項の規定による報告については、適用しない。

(議事録)

第41条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成しなければならない。

- 2 出席した理事長および代表理事である副理事長ならびに監事は、前項の議事録に記名押印しなければならない。

(理事会運営規則)

第42条 理事会の運営に関する必要な事項は、法令またはこの定款に定めるもののほか、理事会において定める理事会運営規則によるものとする。

第7章 委員会

第43条 この法人の事業の円滑な運営を図るため、理事会の決議により、委員会を設置することができる。

- 2 委員会の委員は、理事会において選任する。
- 3 委員会の任務、構成および運営に関する必要な事項は、理事会の決議により別に定める委員会規則によるものとする。

第8章 定款の変更および解散

(定款の変更)

第 44 条 この定款は、評議員会の決議によって変更することができる。

2 前項の規定は、この定款の第 3 条、第 4 条および第 14 条の規定の変更についても適用する。

(解散)

第 45 条 この法人は、基本財産の滅失によるこの法人の目的である事業の成功の不能その他法令で定められた事由によって解散する。

(残余財産の帰属)

第 46 条 この法人が清算をする場合において有する残余財産は、評議員会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第 5 条第 17 号に掲げる法人または国もしくは地方公共団体に贈与するものとする。

第 9 章 事務局

第 47 条 この法人の事務を処理するため、事務局を設置する。

2 事務局には、事務局長および所要の職員を置く。

3 事務局長等の重要な職員は、理事長が理事会の承認を得て任免する。

4 前項以外の職員は、理事長が任免する。

5 事務局の組織および運営に関する必要な事項は、理事長が理事会の決議により別に定める。

第 10 章 会員

第 48 条 この法人の会員は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

(1) 公立学校共済組合滋賀支部に加入する組合員である教職員

(2) 滋賀県から給与を受ける公立学校教職員および教育関係職員

(3) 公立学校共済組合滋賀支部の組合員であった者で、滋賀県教育委員会を一時的に退職した者

(4) この法人の常勤の役職員

(5) 滋賀県教職員組合、滋賀県公立高等学校教職員組合および全教滋賀教職員組合の常勤の役職員

(6) その他、前各号に準ずるものとして評議員会が承認した者

2 会員は、この法人の目的および事業の推進に積極的に協力しなければならない。

3 会員に関する必要な事項は、評議員会の決議により、別に定める会員規則によるものとする。

第 11 章 補則

第 49 条 この定款に定めるもののほか、この法人の運営に関する必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

附 則

1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第 121 条第 1 項において読み替えて準用する同法第 106 条第 1 項に定める一般財団法人の登記の日から施行する。

2 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第 121 条第 1 項において読み替えて準用する同法第 106 条第 1 項に定める特例民法法人の解散の登記と一般財団法人の設立の登記を行ったときは、第 8 条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。

3 この法人の最初の理事長は河原恵とし、最初の代表理事である副理事長は安田全男とする。